

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づく国の指針により、サービスを監督する教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことを受け、本計画を策定するもの。

【計画の趣旨】

教育職員の業務の適切な管理と健康確保のための具体的な措置を講じ、働き方改革を一層推進することにより、教育職員が健全な心身を保持しつつ、意欲的に教育活動に取り組める環境を整え、もって児童生徒の学びの質を高め、教育の充実を図る。

【計画の期間】

令和8年度から令和11年度までの4年間
※計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

目標

1 教育職員の時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間が45時間以上の割合
→高等学校及び中等教育学校で**6.7%以下**（23.4%）
特別支援学校で**1.5%以下**（5.2%）
※新潟県教育振興基本計画では、**令和15年度に全校種で0%**にすることを目標とする。
- 1年間における1か月時間外在校等時間の平均
→**30時間以下**（31時間21分）

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数
→**15日以上**（13.8日）
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合
→**10%まで減少**（12.8%）
- ストレスチェックにおいて「働きがいのある仕事だ」と回答→**90%以上**（85.6%）

※（ ）内は令和6年度の数値

【計画の内容】

1 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- 学校徴収金の徴収・管理に係る見直し
- 部活動指導員や業務支援スタッフなど、外部人材の活用
- クラウドサービスやデジタル採点システム等を活用

2 「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を踏まえた業務の見直し

- 「新潟県部活動の在り方に係る方針」の遵守
- 諸会議の開催回数や所要時間の見直し
- 学校閉庁日や定時退庁日の設定

3 学校における措置の推進

- 教育委委員会が行う各種研修会等の精選や内容の見直し
- 勤務時間外の外部からの連絡対応に留守番電話等を活用
- PTAや後援会等の団体活動の見直し

4 教育職員の健康及び福祉の確保に関する推進

- 健康診断等の実施
- 長時間勤務者の医師面談
- メンタルヘルス対策（未然防止、早期発見、再発防止）

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- 教育職員の働き方改革に関する保護者・県民の理解促進
- 目標達成状況の把握と公表及び報告
- 働き方改革推進のための学校への支援、指導

【その他】

市町村立学校の教職員については、各市町村教育委員会が策定する計画に基づき、教育職員の働き方改革が推進されるよう、各市町村教育委員会に対して必要な支援や助言を行う。